

議案第53号

つくば市市民活動センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市市民活動センター条例の一部を改正する条例

つくば市市民活動センター条例（平成13年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「吾妻一丁目10番地1」を「竹園一丁目10番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月3日から施行する。

（提案理由）

つくば市市民活動センターの位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

つくば市市民活動センター条例（平成13年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 ボランティア活動その他の社会貢献活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項の特定非営利活動をいう。以下同じ。）のための情報収集、意見交換等の場を提供することにより、市民が行う社会貢献活動（以下「市民活動」という。）を支援し、もって公益の増進に寄与するため、つくば市市民活動センター（以下「センター」という。）をつくば市<u>竹園一丁目10番地1</u>に設置する。</p> <p>第2条 （以下略）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ボランティア活動その他の社会貢献活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項の特定非営利活動をいう。以下同じ。）のための情報収集、意見交換等の場を提供することにより、市民が行う社会貢献活動（以下「市民活動」という。）を支援し、もって公益の増進に寄与するため、つくば市市民活動センター（以下「センター」という。）をつくば市<u>吾妻一丁目10番地1</u>に設置する。</p> <p>第2条 （以下略）</p>